

選考に関するレポート要領と 受講上の留意事項

令和2年9月15日

市民後見人養成講座説明会参加者の方々へ

特定非営利活動法人市民後見プラザぐんま
志賀 幸雄

選考は下記要領により行います。

□ レポートによる選考要領について

1. レポートの課題

- ① 本講座に申込をした動機、及び認知症高齢者、障がい者の後見業務を開始したときにどのように活動したいか。
- ② オリエンテーションを受講した感想・意見
- ③ 受講終了後、市民後見人として受任を希望するか

2. 応募方法

上記①②を合計して800字以上で作成してください。レポートは、A4用紙横書きで、氏名・住所・年齢・メールアドレス・電話番号を記入して直接提出または郵便で提出ください。

3. 応募締切

令和2年10月9日（金）必着
直接提出または郵便で提出してください。

4. 提出先（郵送先）：〒370-3511 高崎市金古町1221番地

特定非営利活動法人市民後見プラザぐんま 宛て
Email : tk_yousei@npo-shiminkouken.jp

4. 合格発表

合格者には合格通知を郵送します。

□ 受講上の留意事項等

1. 本講座の目的

市民後見人養成講座の目的は、「市民後見人として活動できる人」を育成することです。

2. 本講座の内容

基礎研修では、各法律や制度等について学び、市民後見人として必要な知識を習得します。その後、実践研修において、実際に必要とされる能力を習得します。
(研修の内容は別紙カリキュラムのとおりです)

3. 欠席者及びレポート未提出者の取り扱い

市民後見人として活動するには、知識・経験・責任等が求められます。そのため、すべての講義への出席及びすべてのレポートの期日までの提出は必須となります。欠席及びレポートを期日までに提出できなかった場合、以降の受講は可能ですが、研修終了後に市民後見人候補者として登録することはできません。

4. 養成講座修了後

実践講座修了後は、後見人名簿に登録して、実際に市民後見人として活動していただきます。市民後見人として受任できるかどうかは、事前に対象者が抱える問題等を整理した上で、対象者の性別、性格、生活地等を踏まえ候補者を選定します。そのため、講座修了後、すぐに受任する人もいれば、受任するまでに期間を要する人もいます。